明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

第三百五十条の三第一項中「及び住所」を「、住所」に、「同じ。）を」を「同じ。）及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、氏名又は名称及び住所。以下この条から第三百五十条の五までにおいて同じ。）を」に改め、同条第二項各号中「及び住所」を「、住所及び個人番号又は法人番号」に改め、同条第三項中「、氏名若しくは名称又は住所の変更をした」を「、次の各号に掲げる場合に該当することとなつた」に、「変更をした日」を「該当することとなつた日」に、「その変更をした後のその者の氏名又は名称及び住所」を「当該各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める事項」に、「再び氏名若しくは名称又は住所の変更をした」を「再び第一号に掲げる場合に該当することとなつた」に改め、同項に次の各号を加える。

一　その者の氏名若しくは名称、住所又は個人番号の変更をした場合　その者のその変更をした後の氏名又は名称、住所及び個人番号又は法人番号

二　行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定により個人番号又は法人番号が初めて通知された場合　その者のその通知を受けた後の氏名又は名称、住所及び個人番号又は法人番号

第三百五十条の四第三項並びに第三百五十条の五第一項及び第二項中「及び住所」を「、住所及び個人番号又は法人番号」に改める。

第三百五十条の八第一項中「及び住所」を「、住所」に、「同じ。）を」を「同じ。）及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、氏名又は名称及び住所。以下この条から第三百五十条の十までにおいて同じ。）を」に改め、同条第二項中「及び住所」を「、住所及び個人番号又は法人番号」に改め、同条第三項中「、氏名若しくは名称又は住所の変更をした」を「、次の各号に掲げる場合に該当することとなつた」に、「変更をした日」を「該当することとなつた日」に、「その変更をした後のその者の氏名又は名称及び住所」を「当該各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める事項」に、「再び氏名若しくは名称又は住所の変更をした」を「再び第一号に掲げる場合に該当することとなつた」に改め、同項に次の各号を加える。

一　その者の氏名若しくは名称、住所又は個人番号の変更をした場合　その者のその変更をした後の氏名又は名称、住所及び個人番号又は法人番号

二　行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定により個人番号又は法人番号が初めて通知された場合　その者のその通知を受けた後の氏名又は名称、住所及び個人番号又は法人番号

第三百五十条の九第三項、第三百五十条の十第一項並びに第三百五十五条第一項及び第二項中「及び住所」を「、住所及び個人番号又は法人番号」に改める。

（所得税法施行令の一部改正に伴う経過措置）

第十六条　新所得税法施行令第四十一条第一項の規定は、施行日以後に提出する同項に規定する非課税貯蓄限度額変更申告書について適用し、施行日前に提出した旧所得税法施行令第四十一条第一項に規定する非課税貯蓄限度額変更申告書については、なお従前の例による。

2　新所得税法施行令第四十三条第一項から第三項まで、第五十条第一項、第三百五条第一項、第三百十六条第一項、第三百二十四条並びに第三百二十五条第一項及び第二項の規定は、施行日以後に新所得税法施行令第四十三条第一項から第三項までの規定により提出する申告書、新所得税法施行令第五十条第一項若しくは第三百二十五条第一項若しくは第二項の規定により提出する届出書又は新所得税法施行令第三百五条第一項、第三百十六条第一項若しくは第三百二十四条の規定により提出する申請書について適用し、施行日前に旧所得税法施行令第四十三条第一項から第三項までの規定により提出した申告書、旧所得税法施行令第五十条第一項若しくは第三百二十五条第一項若しくは第二項の規定により提出した届出書又は旧所得税法施行令第三百五条第一項、第三百十六条第一項若しくは第二項の規定により提出した申請書については、なお従前の例による。

3　新所得税法施行令第三百三十六条から第三百三十八条まで（これらの規定のうち新所得税法施行令第三百三十六条第二項に係る部分に限る。）の規定は、施行日以後に同項各号の告知をする場合については、なお従前の例による。

4　新所得税法施行令第三百三十六条から第三百三十八条まで（これらの規定のうち新所得税法施行令第三百三十六条第三項に係る部分に限る。）の規定は、施行日以後に支払を受けるべき新所得税法施行令第三百三十六条第一項に規定する利子等又は配当等について適用し、施行日前に支払を受けるべき旧所得税法施行令第三百三十六条第一項に規定する利子等又は配当等については、なお従前の例による。

5　施行日前に旧所得税法施行令第三百三十六条第二項各号の告知をした者で施行日以後に当該各号に定める利子等又は配当等の支払を受けるものは、施行日から三年を経過した日（以下この条において「三年経過日」という。）以後最初に当該各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める利子等又は配当等の支払を受ける日（同日において新所得税法施行令第三百三十六条第一項に規定する個人番号（以下この条において「個人番号」という。）又は同項に規定する法人番号（以下この条において「法人番号」という。）を有しない者にあつては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定により同日以後に個人番号又は法人番号が初めて通知された日（以下この条において「番号通知日」という。）から一月を経過する日。以下この項において「支払日」という。）までに、当該各号に規定する金融機関の営業所等の長又は支払事務取扱者（次項から第八項までにおいて「支払事務取扱者等」という。）に、その者の同法第二条第七項に規定する個人番号カードその他の財務省令で定める書類（以下この条において「確認書類」という。）を提示して個人番号又は法人番号を告知しなければならない。この場合において、当該利子等又は配当等の支払を受ける者が支払日までに当該告知をしないときは、当該支払日以後に支払を受けるべき当該利子等又は配当等については、第三項の規定にかかわらず、新所得税法施行令第三百三十六条第一項の規定を適用する。

6　支払事務取扱者等は、前項の規定による告知（以下この項及び次項において「告知」という。）があった場合には、当該告知があった個人番号又は法人番号が、当該告知の際に提示を受けた確認書類に記載された個人番号又は法人番号と同じであるかどうかを確認しなければならない。

7　支払事務取扱者等は、告知に係る新所得税法施行令第三百三十八条第三項の公社債につき国債に関する法律（明治三十九年法律第三十四号）の規定による登録の取次ぎをしている場合又は告知に係る同項の公社債若しくは貸付信託、投資信託、特定受益証券発行信託若しくは特定目的信託の受益権につき社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）に規定する振替口座簿への記載若しくは記録に係る振替の取次ぎ若しくは保管の委託の取次ぎをしている場合には、その告知後、当該登録の取扱いをした者又は当該振替口座簿に記載若しくは記録をした者若しくは当該保管の委託を受けた者に対し、前項の確認をした個人番号又は法人番号及び当該確認をした旨を、通知しなければならない。

8　支払事務取扱者等（前項に規定する登録の取扱いをした者並びに同項に規定する振替口座簿に記載又は記録をした者及び保管の委託を受けた者を含む。）は、第六項の確認をした場合又は前項の規定による通知を受けた場合には、財務省令で定めるところにより、当該確認又は通知に係る新所得税法施行令第三百三十八条第四項の預貯金又は合同運用信託の受入れに関する帳簿、有価証券の振替に関する帳簿、株主名簿その他の有価証券の発行に関する帳簿（これらに類する帳簿又は書類を含む。）に、当該確認をした旨又は当該通知を受けた事実を明らかにし、かつ、これらの帳簿又は当該通知の内容を記載した書類を保存しなければならない。

9　新所得税法施行令第三百三十九条第四項（同条第五項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）並びに同条第九項において準用する新所得税法施行令第三百三十七条及び第三百三十八条（これらの規定のうち新所得税法施行令第三百三十九条第四項に係る部分に限る。）の規定は、施行日以後に支払を受けるべき新所得税法施行令第三百三十九条第一項に規定する無記名公社債等の利子等について適用し、施行日前に支払を受けるべき旧所得税法施行令第三百三十九条第一項に規定する無記名公社債等の利子等については、なお従前の例による。